

情報掲示板

文字の見方

時＝日時
場＝場所
対＝対象
定＝定員

費＝費用
必＝必要なもの
国＝申込方法
図＝問合せ先

申請・手続き

■市農業委員会委員選挙人名簿縦覧

1月1日現在で調製した名簿を縦覧に供します。

時2月23日（土）～3月8日（土）8：30～17：00（土、日含む）。場伏見区選挙管理委員会（伏見区役所内）。図市選挙管理委員会（☎241-9250）

■確定申告相談会場

近畿税理士会の税理士が無料で申告書作成の助言を行います。譲渡・相続・贈与の相談は行いません。

開催日	場所
2月18、20、21、22日	東部文化会館（槻辻西浦町1-8）
2月25、26、27、28、29日	ラクトスポーツプラザ（ラクトB棟6階）

※いずれも10：00～12：00、13：00～16：00。ラクトスポーツプラザは9：30まで入場できません。来所者が多数の場合、時間にかかわらず受付を終了することがあります。図東山税務署（☎561-1131）

■戦没者等の遺族の皆さんへ

特別弔慰金の申請は、3月31日（月）までです

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受けていない場合、特別弔慰金として40万円、10年償還の記名国債を支給します。

対象となる遺族は、次の順番の先順位のお1人です。

- 弔慰金の受給権者。
- 戦没者等の子。
- 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹。
- 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹。
- 上記1～4以外の遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を同一にしていた三親等内の親族。

図区福祉介護課（☎592-3214）

納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税 第4期分

2月29日（金）

○納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。

○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

図区市民税課（☎592-3112）

■京都市国民健康保険料は必ず納期内に納めましょう

2月は、平成19年度分保険料第9期の納付月です。災害その他の特別な事情もなく保険料を滞納している世帯には、有効期限を短縮した保険

証や一旦医療費の全額をお支払いいただく資格証明書の交付、給付の一時差止め、財産の差押えを行います。納められない特別な事情のある方は、すぐにご相談ください。

保険料納付は口座振替のご利用を

口座振替を申し込むと、毎回納期の末日に、指定された口座から保険料が引き落とされますので、納めに行く手間や納め忘れの心配もなくなり、とても便利です。通帳届出印、預金（貯金）通帳、国保記号番号が分かる領収書や納入通知書などをお持ちのうえ、金融機関又は郵便局の窓口でお申し込みください。図区保険年金課（☎592-3107）

■国民年金の届出をお忘れなく

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者として加入していただくことになっています。老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間と免除期間等を合わせて25年以上必要です。加入の届出をしていなかったり、保険料を未納のままにしておく、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないこともあります。

なお、日本に住んでいる60歳以上65歳未満の方、海外に住んでいる日本国籍を持つ20歳以上65歳未満の方は、希望すれば国民年金に加入することができます。

次のような場合は区保険年金課へ届出をしてください。①20歳になったとき（学生、自営業、無職の方）。②会社員や公務員の方が退職したとき。③第3号被保険者が厚生年金保険又は共済組合等の加入者の扶養からはずれたとき。④第1号被保険者が市外から転入したとき。⑤保険料の免除等の申請をするとき。図区保険年金課（☎592-3109）

イベント・講座

■おやじクッキング

～男性のための栄養教室～

「バランスのとれた食事ってなあに？」のお話の後、調理実習を行います。

時3月12日（水）10：00～12：30。場区栄養室。図区内在住の男性。定20名。費400円。図エプロン、三角巾、タオル。図2月18日（月）から電話。先着順。図区健康づくり推進課（☎592-3477）

■地域子育て相談事業

キーホルダーを作りましょう

時2月27日（水）14：00～。場アヴェ・マリア幼稚園（御陵中筋町3）。対1歳6箇月～。費200円（ケギ飲みあり）。図上靴（あれば）。図電話。図アヴェ・マリア幼稚園（☎592-6404）

■山科図書館（☎581 0503）

※開館時間：10：00～19：30（土・日・祝は～17：00）。休館日：火曜日（祝日の場合翌日）と第2・4水曜日。

お楽しみ会

2月16日（土）11：00～

・ペープサート（紙人形劇）

・大型絵本の読み聞かせ

市証明書発行コーナーをご利用ください

地下鉄山科駅などにある証明書発行コーナーで夜間や土曜日も住民票などの証明書を発行しています。是非、ご利用ください。

開所時間 平日 午前8時30分～午後7時
土曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、休日、年末年始を除く）

取扱証明書

住民票の写し
住民票記載事項証明書
印鑑登録証明書
登録原票記載事項証明書
税関係証明書※
（※平日午後5時から午後7時及び土曜日に請求された分は受付のみとなり、発行は土曜日を除く翌開所日以降になります。）

お願い

証明書の請求をされる際には運転免許証、健康保険証等の本人確認書類をお持ちください。

他区の証明書発行コーナー

	所在地	電話番号
地下鉄北大路駅	キタオオジタウン地下3階定期券売場横	494-5253
地下鉄四条駅	地下鉄四条駅構内定期券売場横	343-3782
阪急桂駅	阪急桂駅東口1階ミュー阪急桂イースト	382-5549
地下鉄竹田駅	地下鉄竹田駅東口1階定期券売場横	642-0712

テーマ図書の展示と貸出

3月 一般書 「桜」 えほん 「はる」

絵の展示（幼児コーナー）

3月、4月はすみれ幼稚園児の作品。

■移動図書館「こじか号」巡回（☎801-4196）

2月25日（月）10：00～10：50 場西野山分譲集会所前

11：10～11：40 場山階南小

13：00～13：40 場陵ヶ岡小

2月27日（水）10：00～10：40 場大塚小

11：00～11：40 場大宅小

募集

■山科青少年活動センター（☎593-4911）

「やませいへ行こー」

①フットサル大会②ベタンク

時①2月23日（土）②3月8日（土）

※いずれも13：00～15：00。場山科青少年活動センター。初中学生～30歳の青少年。費無料。図電話か来館。

案内

■献血

山階学区

時2月27日（水）。場ヘアーサロンN Y N Y駐車場（外環状線渋谷街道交差点北入西側）

鏡山学区

時3月3日（月）。場鏡山小学校。

山階南学区

時3月5日（水）。場山階南小学校。

※いずれも10：00～11：30、12：30～16：00。図区健康づくり推進課（☎592-3474）

人口統計 （1月1日現在）	世帯数 人 口 男 性 女 性	57,741世帯 136,327人 64,994人 71,333人
交通事故 （除除含む） （1月23日現在）	交通事故 死 者 負 傷 者	79件（+13） 1人（+1） 99人（+25）
火災・救急 （1月20日現在）	火 災 救 急	2件（+2） 333件（－8）
	※（ ）内は昨年同月比	

地下鉄山科駅

京都市証明書発行コーナー

駅改札正面ラクトA地下1階

JR山科駅

京阪山科駅

ラクトA地下1階

改札口

地下鉄東西線山科駅

☎502-2255

	所在地	電話番号
地下鉄北大路駅	キタオオジタウン地下3階定期券売場横	494-5253
地下鉄四条駅	地下鉄四条駅構内定期券売場横	343-3782
阪急桂駅	阪急桂駅東口1階ミュー阪急桂イースト	382-5549
地下鉄竹田駅	地下鉄竹田駅東口1階定期券売場横	642-0712

骨髄バンクにドナー登録を

白血病等の血液難病患者さんにとって骨髄移植は有効な治療法ですが、骨髄移植を行うには、患者とドナーの白血球の型が一致する必要があります。この型は、兄弟姉妹間で4分の1、非血縁者間では数百から数万分の1の確率でしか一致しません。

日本では毎年約6,000人、白血病等の血液難病患者さんが発病しています。そのうち骨髄移植を必要とする患者さんは毎年約2,000人です。

骨髄バンクに登録している国内の患者さんのうち、適合するドナーが1人も見つからない方は1割、実際に移植を受けることができる方は約半数です。

ドナーを待つ患者さんにとって、多くの方の登録が大きな希望となります。ご協力をお願いします。

骨髄バンクにドナー登録ができるのは、

年齢 18歳以上54歳以下

体重 女性40kg以上、男性45kg以上の健康な方です。

問合せ先 市健康増進課（☎222-3424）、区健康づくり推進課（☎592-3474）

生活安全

自転車も交通規則を守りましょう

普段手軽に利用する自転車にも、交通規則が定められています。次のような交通違反をしたときは、すべて罰金や料料が掛かります。

悪質な運転で、歩行者などに危険、迷惑を掛ける行為をなくし、みんなが安心安全に道路を利用できるようにしましょう。

○夜間の無灯火

○指定場所一時不停止

○傘差し運転

○酒酔い運転

○並列進行

○信号無視

○右側通行

○歩道の通行方法違反

○二人乗り運転

（ただし、16歳以上の方が6歳未満の幼児一人を乗車用補助装置に乗車させ、又は背負い、ひも等で確実に緊縛している場合はこの限りではありません）

問合せ先 山科警察署（☎575-0110）

道路の凍結にご注意 凍結防止剤をご使用ください

凍結防止剤 西野離宮町

問合せ先 東部土木事務所（☎591-0013）

春は引っ越しの季節です

住所を変更したときは届出をお忘れなく

届出の種類		届出期間	窓口	必要なもの	
住民登録	市外から転入	転入日から14日以内	山科区役所市民窓口課	印鑑、転出証明書、本人確認書類	
	市外へ転出	転出するまでに			
	市内の異動	転出後14日以内	新住所地の市民窓口課	印鑑、本人確認書類	
外国人登録	市外から転入	移転後14日以内	山科区役所市民窓口課	外国人登録証明書	
	市外へ転出		転入先市町村の窓口		
	市内の異動		新住所地の市民窓口課		
印鑑登録	市外から転入	—	山科区役所市民窓口課	登録する印鑑、本人確認書類	
	市外へ転出		転入先市町村の窓口		
	市内の異動		手続きの必要はありません。		
原動機付自転車 (125cc以下のバイク)	市外から転入	転入日から7日以内	山科区役所市民税課	印鑑、廃車届受理証明書、本人確認書類	
	市外へ転出	転出後7日以内	市内の市民税課(課税課)	印鑑、ナンバープレート、本人確認書類	
	市内の異動		新住所地の市民税課(課税課)		
老人医療 母子家庭医療 障害者医療	市外から転入	転入後速やかに	山科区役所福祉介護課	健康保険証、印鑑、課税証明書(全項目証明)、身体障害者手帳(障害者医療)、戸籍謄本(母子家庭医療)	
	市外へ転出	転出後速やかに		健康保険証、医療費受給者証、印鑑、身体障害者手帳(障害者医療)	
	市内の異動		新住所地の福祉介護課	健康保険証、医療費受給者証、印鑑、身体障害者手帳(障害者医療)、戸籍謄本(母子家庭医療)	
子ども医療	市外から転入	転入後速やかに	山科区役所福祉介護課	健康保険証	
	市外へ転出	転出後速やかに		健康保険証、医療費受給者証、印鑑	
	市内の異動		新住所地の福祉介護課		
児童手当	市外から転入	転入日から15日以内	山科区役所福祉介護課	預金通帳(市内本支店の普通預金、郵便局不可)、印鑑、課税証明書(児童手当用全項目証明)	
	市外へ転出	転出後速やかに		印鑑	
	市内の異動		新住所地の福祉介護課		
児童扶養手当 特別児童扶養手当	市外から転入	転入後速やかに	山科区役所支援課	手当証書、印鑑、受給者の預金通帳(普通)、特別児童扶養手当の場合は郵便局の通帳	
	市外へ転出	転出後速やかに	山科区役所支援課※	手当証書、印鑑	
	市内の異動		新住所地の支援課(支援保護課)		
国民健康保険	市外から転入	転入日から14日以内	山科区役所保険年金課	本人確認書類、年金証書(年金受給者)	
	市外へ転出	転出後14日以内		国民健康保険被保険者証	
	市内の異動		新住所地の保険年金課		
国民年金	加入者	市外から転入	転入日から14日以内	山科区役所保険年金課	年金手帳
		市外へ転出	転出後14日以内	転入先市町村の窓口	年金手帳
	受給者	市外から転入	転入日から14日以内	「住所変更届」のはがきを京京社会保険事務所へ郵送。届出用はがきは、山科区役所保険年金課にあります。	
		市外へ転出	転出後14日以内	「住所変更届」のはがきを新住所地の社会保険事務所へ郵送。届出用はがきは、新住所地の社会保険事務所へ問い合わせください。	
		市内の異動		「住所変更届」のはがきを新住所地の社会保険事務所へ郵送。届出用はがきは、新住所地の区役所・支所の保険年金課にあります。	
老人保健	市外から転入	転入日から14日以内	山科区役所保険年金課	健康保険証、印鑑、負担区分証明書	
	市外へ転出	転出後14日以内		老人保健法医療受給者証、印鑑	
	市内の異動		新住所地の保険年金課		
介護保険	市外から転入	転入日から14日以内	山科区役所福祉介護課	本人確認書類、印鑑、受給資格証明書(介護認定されている方)	
	市外へ転出	転出後14日以内		介護保険被保険者証、印鑑	
	市内の異動		新住所地の福祉介護課		

本人確認書類は、運転免許証、健康保険証、パスポート等
※特別児童扶養手当の受給者は、府外転出の場合を除き直接新住所地の窓口へ

給水設備が適正に管理されていないと、思わぬ水質汚染事故につながる場合があります。

あなたの飲み水は大丈夫ですか

3階建て以上のビルやマンションなどで使用されている飲料水の多くは、水道水を一度受水槽に貯めてから各戸に供給されています。

このような給水方法で、有効容量が10立方メートルを超える受水槽（簡易専用水道）には、設置者（所有者）に、次のような義務が課されています。

管理義務

○年1回の受水槽等の掃除

○水質、受水槽等の点検

○関係図面、書類の保存

法定検査を受ける義務

○年1回の登録検査機関による法定検査

厚生労働省のホームページ（<http://www.nhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a03.html>）